



第352回 人事・経営研究会

<Webセミナー>

企業型DC（確定拠出年金）-II 選択制DCの仕組みと留意事項

三井住友海上火災保険株式会社
個人金融サービス部 営業推進チーム

《資料の取扱いについて》

本資料はJIPCLUB会員に提供しています。同業及び競合者への開示、提供は厳禁です。

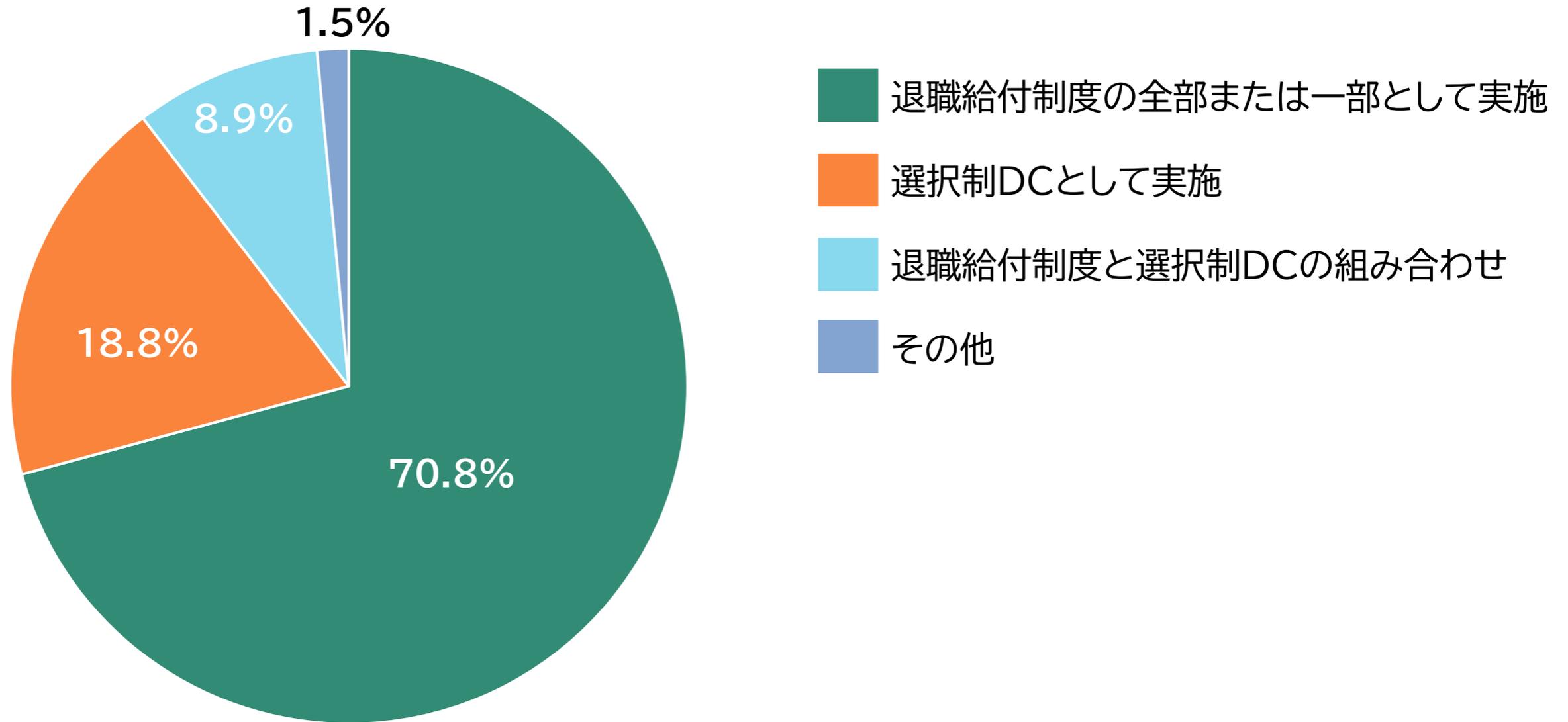
選択制 D C 制度の仕組み

導入メリットとデメリット

選択制 D C 導入時の留意事項

選択制 D C 制度の仕組み

選択制DCの導入状況



出典:企業年金連合会「2023年度 企業型確定拠出年金実態調査結果(概要版)」

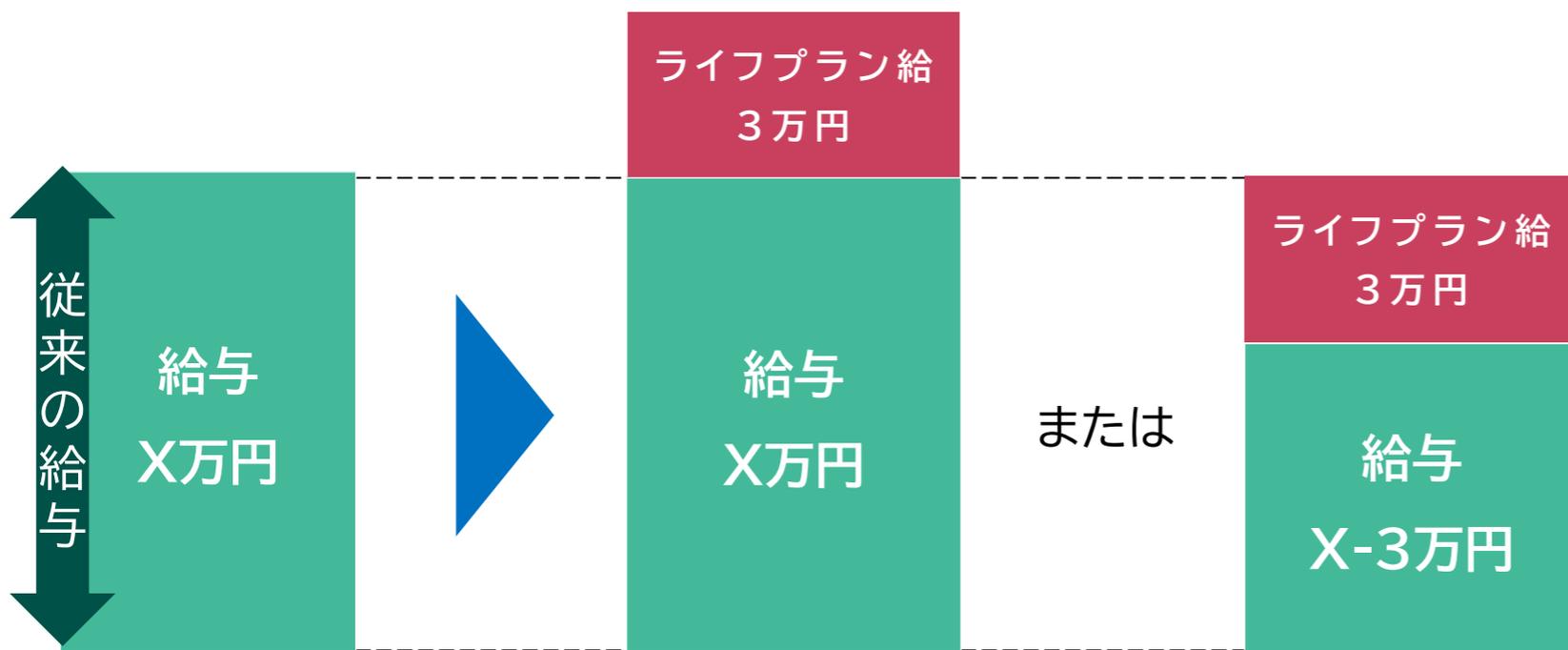
選択制DCの種類

「選択制DC」とは、事業主が準備した一定の拠出原資※について、従業員自らが「確定拠出年金掛金として拠出」するか「給与等で受け取る」かを選択できる制度です。

※図は拠出原資を「ライフプラン給」という名称で設定しています。

①給与に上乗せして拠出

②現行の給与体系を調整し「ライフプラン給」を新設



「今受け取る」か
「将来に備える」かは
従業員自らが選択



※図は、会社拠出の掛金が3万円の例で作成。

選択制DCのイメージ

「ライフプラン給」は従業員自身の選択により、その一部または全部を「確定拠出年金掛金」(以下、「DC掛金」と)します。

※「ライフプラン給」から「DC掛金」とする額を差し引いた残額は「前払選択金」として受け取ります。

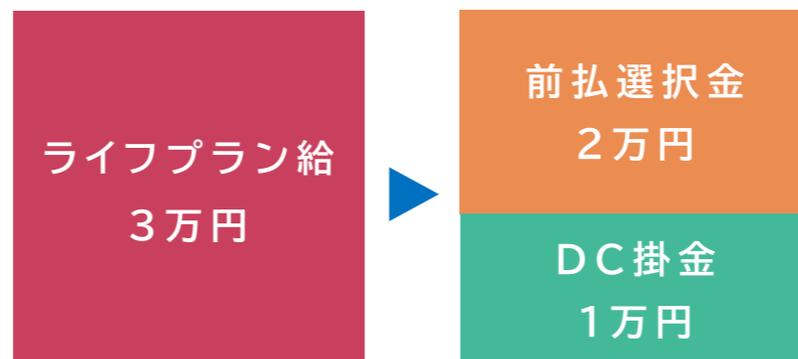
【パターン①】

全額を「前払選択金」として
給与と併せて受け取る



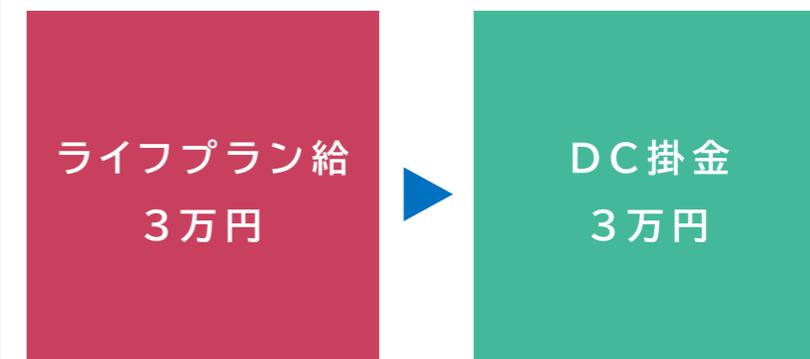
【パターン②】

一部を「第2掛金」として拠出し、
一部を「DC掛金」として受け取る



【パターン③】

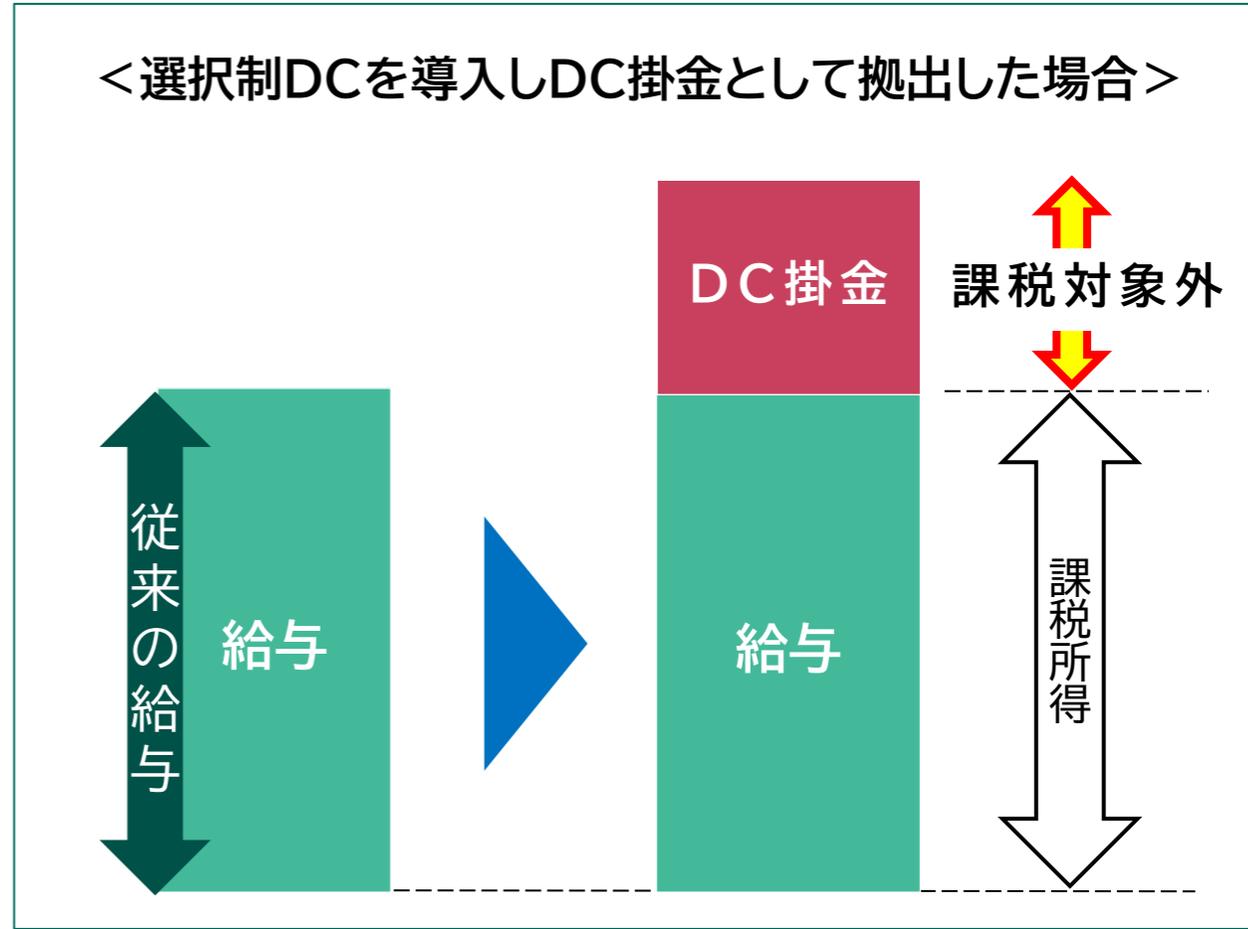
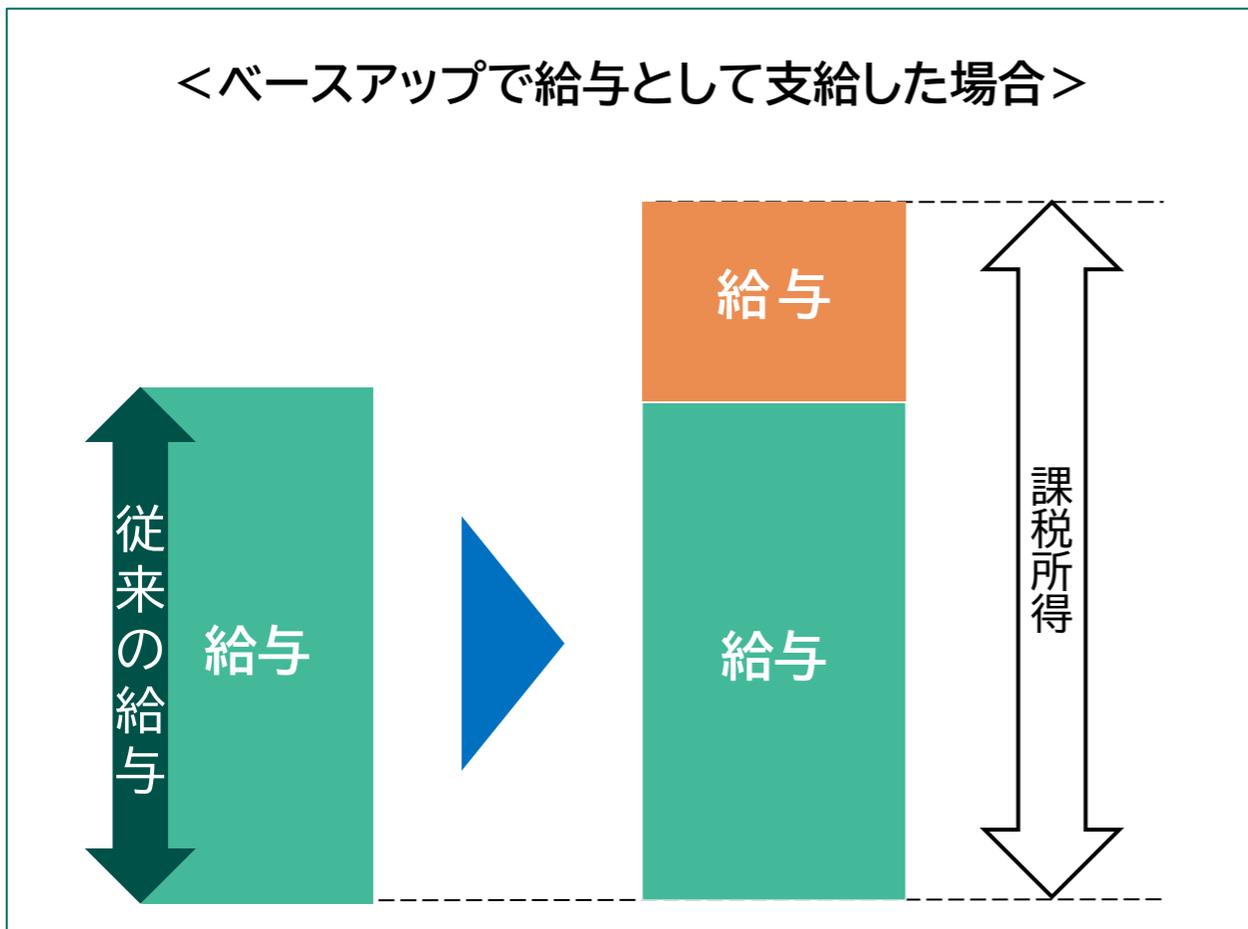
全部を「DC掛金」として拠出する



導入メリット

選択制のメリット（上乘せ）

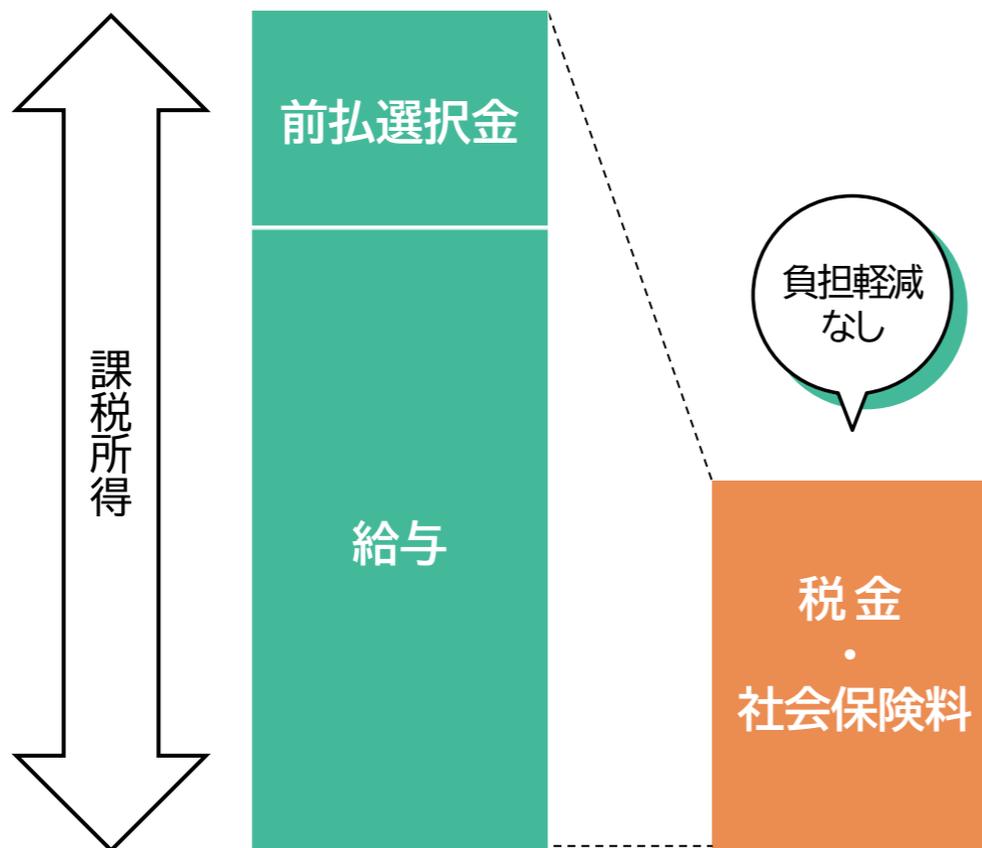
同じ資金を給与の「ベースアップ」に使う代わりに「選択制DCの原資」に使うことで、**税負担を増やさず**に福利厚生を拡充を行うことができます。



選択制のメリット（給与原資）

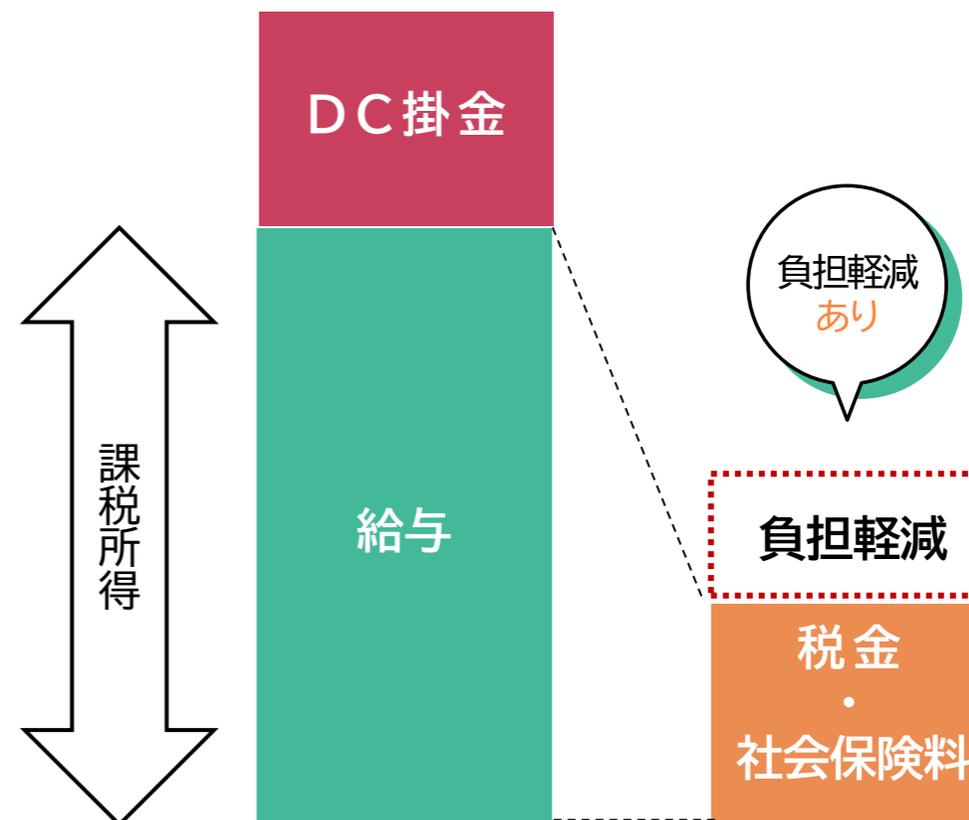
「前払選択金(給与上乘せ)」として受取

⇒ 課税所得に変更なし



「DC掛金」として拠出

⇒ 課税所得に変更あり



選択制のメリット（給与原資）

社会保険料の負担軽減効果(会社負担分含む)を得られる場合があります。

【例】標準報酬が34万円の場合 = 標準報酬月額34万円

ケース① DC掛金として1万円を拠出

負担軽減なし

標準報酬月額	報酬月額	
	円以上	円未満
320,000	310,000～	330,000
340,000	330,000～	350,000

ケース② DC掛金として2万円を拠出

負担軽減あり

等級変更あり

標準報酬月額	報酬月額	
	円以上	円未満
320,000	310,000～	330,000
340,000	330,000～	350,000

選択制 D C 導入時の留意事項

選択制DCの留意事項①

DC掛金を選択しても、拠出する額によっては標準報酬月額等級が必ず下がるとは限りません。
単に選択すれば社会保険料が下がると勘違いされトラブルになるケースもあります。

【例】標準報酬が34万円の場合 = 標準報酬月額34万円

ケース① DC掛金として1万円を拠出

負担軽減なし

標準報酬月額	報酬月額	
	円以上	円未満
320,000	310,000～	330,000
340,000	330,000～	350,000

ケース② DC掛金として2万円を拠出

負担軽減あり

等級変更あり

標準報酬月額	報酬月額	
	円以上	円未満
320,000	310,000～	330,000
340,000	330,000～	350,000



標準報酬月額等級が変わらなければ社会保険料の負担軽減効果は得られない

選択制DCの留意事項②

社会保障制度からの受給額が下がることがあります。

DC掛金を選択し、給与総額が下がることにより、厚生年金等下記の給付金に影響する可能性があります。

影響する可能性のある給付金	計算に使用される項目
将来の老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金	標準報酬月額 (平均標準報酬額)
健康保険の傷病手当金	標準報酬月額
労災保険の休業補償給付等	給付基礎日額
雇用保険の失業等給付、育児休業給付、介護休業給付	賃金日額

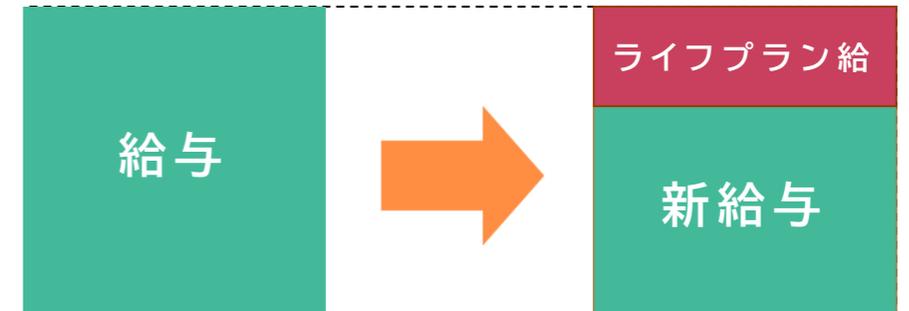
選択制DCの留意事項③

給与規程の抜本的な改定が必要になります。

具体的にはライフプラン給の新設や割増賃金の計算方法の変更です。

① ライフプラン給の新設

- ・現行の給与体系を変更し、新給与とライフプラン給に区分します。
※給与体系の改定には労使合意が必要です。



② 割増賃金の計算方法の変更

- ・①の改定により、割増賃金の計算基礎である給与が減少します。
改定前後で割増賃金が同水準となるよう、計算基礎にライフプラン給を含めるように変更してください。

 **ライフプラン給は「給与」ではありませんので注意が必要です。**

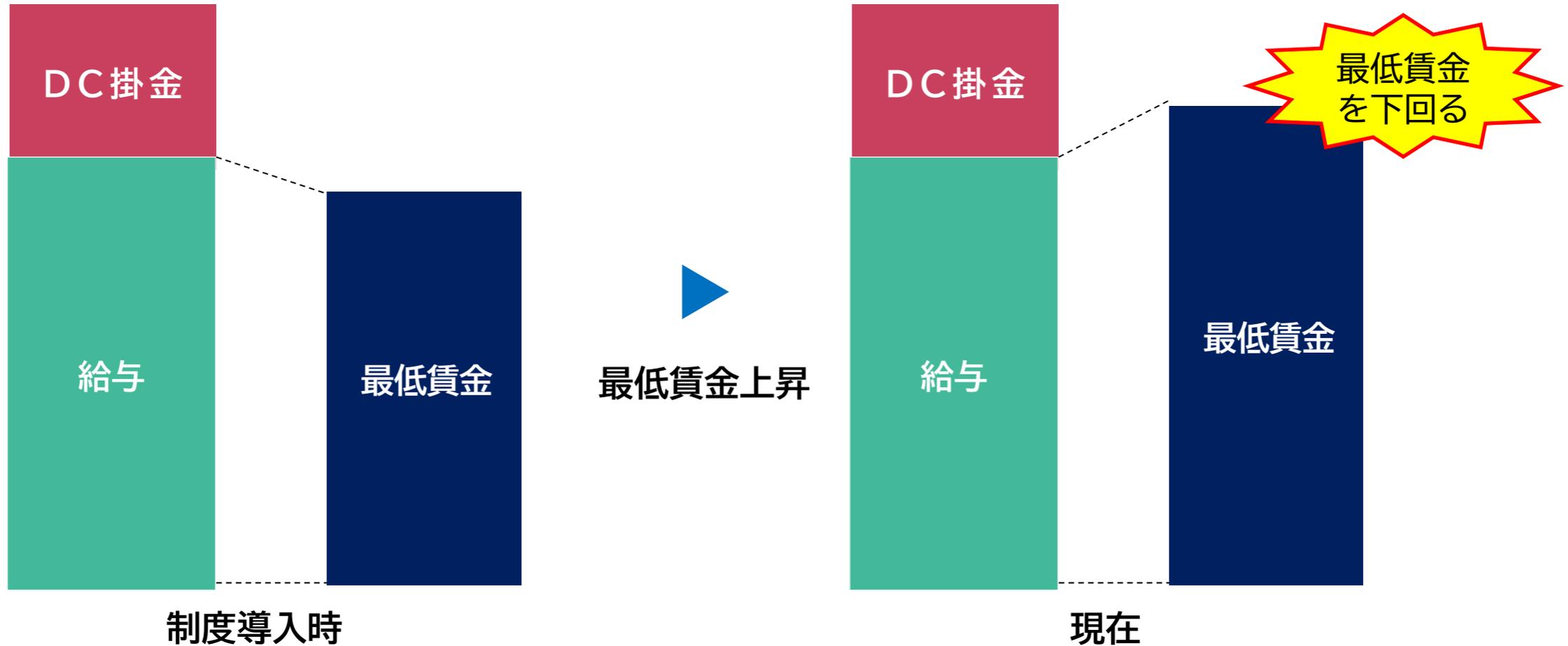
選択制DCの留意事項④

改定後の給与水準(ライフプラン給除く)が、最低賃金を下回らないことを確認してください。
ライフプラン給からDC掛金として拠出する場合、その金額は最低賃金の計算に含めることができません。



選択制DCの留意事項④

最低賃金上昇により、最低賃金を下回るリスクもあるため注意が必要です。



選択制DCの留意事項⑤

お使いの給与ソフトの設定変更や、給与明細にて表示方法の変更が必要です。

選択制導入前

支給	基本給								支給合計
	350,000								350,000
控除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料	雇用保険料	所得税	住民税	その他		控除合計
	17,068	30,308	2,686	1,050	13,235	17,820		82,167	
								差引支給額	
								267,833	

選択制導入後(ライフプラン給25,000円) 確定拠出年金掛金 10,000円、前払選択金 15,000円

支給	基本給	前払選択金							支給合計
	325,000	15,000							340,000
控除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料	雇用保険料	所得税	住民税	その他		控除合計
	17,068	30,308	2,686	1,050	12,441	17,820		81,373	
						参考	確定拠出年金	差引支給額	
							10,000	258,627	

選択制導入後(ライフプラン給25,000円) 確定拠出年金掛金 25,000円、前払選択金 0円

支給	基本給	前払選択金							支給合計
	325,000	0							325,000
控除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料	雇用保険料	所得税	住民税	その他		控除合計
	16,315	28,525	2,686	1,050	11,417	17,820		77,813	
						参考	確定拠出年金	差引支給額	
							25,000	247,187	

※数値は参考であり、実際の社会保険料率、税率を反映しているものではありません。「確定拠出年金掛金」は給与ではないため、参考表示(任意)の位置付けです。



MS&AD

三井住友海上